

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： \_\_\_\_\_ うさぎの和

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口 (24時間連絡対応体制)

電話 03-5879-3803

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ / 管理責任者 待木 貴子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	うさぎの和
所在地	東京都江戸川区中央 4-16-3 CORE・K2 101
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (東京都 第 1372305134 号)
サービスを提供する 実施地域※	江戸川区 葛飾区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 5名 (管理者兼務)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前09時00分から午後06時00分まで

(土曜・日曜・祝日・夏季8月13日～15日・年末年始12月29日～1月3日は休業)

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4. 居宅サービス計画の作成について

- ・ 基本方針 (※) に基づき、作成されています。
- ・ 利用者の希望に基づき、作成されます。
- ・ 利用者は、複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。
- ・ 利用者は、ケアマネジャーが選んだサービス事業者について、その事業者を選んだ説明を求めることができます。

### 【基本方針とは】

- ・ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ・ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- ・ 事業所の運営に当たっては、区 (保険者)、各居宅事業所や介護保険施設等と連携に努めること。

## 5. 医療機関との連携について

医療機関受診時や入院時など必要に応じて、利用者は指定居宅介護支援事業者の担当者（ケアマネジャー）を医療機関に伝えて頂きますようお願いいたします。

また、日頃から指定介護居宅支援事業者の連絡先を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管して下さい。

## 6. ケアマネジメントの公正中立性の確保について

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合。
- 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合。

## 7. 利用料金

### (1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

- ① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合  
要介護 1・2 12,380 円      要介護 3・4・5 16,085 円
- ② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合  
要介護 1・2 6,201 円      要介護 3・4・5 8,025 円
- ③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合  
要介護 1・2 3,716 円      要介護 3・4・5 4,810 円

(加算)

- ① 初回加算      月 3,420 円
- ② 特定事業所加算
  - (I) 特定事業所加算      月 5,916 円
  - (II) 特定事業所加算      月 4,799 円
  - (III) 特定事業所加算      月 3,682 円
  - (A) 特定事業所加算      月 1,299 円
- ③ 特定事業所医療連携加算      月 1,425 円
- ④ 入院時情報連携加算
  - (I) 入院時情報連携加算      月 2,850 円
  - (II) 入院時情報連携加算      月 2,280 円

⑤ 退院・退所加算	
(I) 退院・退所加算イ	回 <u>5,130 円</u>
(I) 退院・退所加算ロ	回 <u>6,840 円</u>
(II) 退院・退所加算イ	回 <u>6,840 円</u>
(II) 退院・退所加算ロ	回 <u>8,550 円</u>
(III) 退院・退所加算	回 <u>10,260 円</u>
⑥ 通院時情報連携加算	月 <u>570 円</u>
⑦ ターミナルケアマネジメント加算	月 <u>4,560 円</u>
⑧ 緊急時等居宅カンファレンス加算	月 <u>2,280 円</u>

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

## 8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

① 市区町村：江戸川区

担当部署：介護保険課 事業者調整係      電話：03-5662-0032

② 東京都国民健康保険団体連合会（国保連）

担当部署：相談指導課相談窓口担当      電話：03-6238-0177

## 9. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

### ① 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合、速やかに市区町村（保険者）に報告します。

### ② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市区町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 10. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 11. 虐待の防止の為の措置に関する事項

事業所は、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに従業者に十分に周知します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。  
虐待防止に関する担当者 所長 三田 友和

## 12. 業務継続に向けた取り組み

事業者は感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

## 13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症の予防及びまん延防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染症予防委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに従業者に十分に周知します。
- ② 感染症およびまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症およびまん延防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。  
感染症およびまん延防止に関する担当者 所長 三田 友和

#### 14. 身体拘束などの原則禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 15. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 三田カンパニー
社員数	5名
設立	平成21年4月
所在地・電話	東京都江戸川区中央4-16-3 CORE・K2 101 代表取締役 三田 友和 電話 03-5879-3803
事業内容	居宅介護支援事業 うさぎの和 地方自治体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用者は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ

